

筑後市自殺対策計画

気づいて よりそい いのち支える筑後市

～誰も追い込まれることのないまちを目指して～

令和2年3月

筑後市

はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、近年、全国での自殺者数は年々減少傾向にあるものの、未だに年間 2 万人近くの尊い命が失われている状況が続いています。



こうした状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本に、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺は、その背後に様々な要因が複雑に絡み合い深刻化したことによる、追い込まれた末の死といわれています。また、自殺は、個人だけの問題ではなく、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であることから、社会全体で自殺対策に取り組む必要があります。

本市では、国の「自殺対策基本法」の改正や、「自殺総合対策大綱」の見直しを受け、市の実情に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画として「筑後市自殺対策計画」を策定いたしました。自殺は防ぐことのできる社会的な問題です。すべての市民が連帯感を持ち、生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やすことで「気づいて よりそい いのち支える筑後市」の実現を目指します。

最後になりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました筑後市自殺対策推進協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様並びに関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

筑後市長

西田 正浩

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 国の動き.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画期間.....	3
第2章 自殺の現状と課題	4
1 統計データでみる国の自殺の現状.....	4
2 統計データでみる福岡県の自殺の現状.....	5
3 統計データでみる筑後市の自殺の現状.....	6
4 対策が優先されるべき対象群の把握.....	12
5 筑後市の自殺者の傾向.....	13
6 自殺の危機経路.....	14
第3章 自殺対策計画の基本的な考え方	15
1 自殺対策の基本認識.....	15
2 基本理念.....	16
3 基本方針.....	16
4 計画の目標.....	18
5 施策体系.....	19
第4章 いのちを支える自殺対策における取組み	20
1 重点対象者.....	20
2 基本施策.....	22
第5章 自殺対策の推進体制及び関連窓口	33
第6章 資料編	
① 筑後市自殺対策推進委員会設置要綱.....	36
資料編 ② 筑後市自殺対策推進協議会設置要綱.....	38
資料編 ③ 筑後市自殺対策推進協議会委員名簿.....	40

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。このような中、平成18年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を挙げています。

しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進8か国の中で高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、基本法が改正されました。この改正により、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた自殺対策計画を策定することとされました。

本市では平成26年度から令和5年度を計画期間とする「第2次よかよかちっこ健康のまち21～筑後市健康増進計画～」で、こころの健康に関する教育・啓発を推進しています。関係機関と連携し情報提供や相談窓口の周知、精神保健の教育啓発のための研修を実施するといった取組みを進めてきました。しかしながら、毎年、自ら尊い命を絶つという状況が依然として続いている状況を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向けて、さらなる自殺対策の推進が必要となっています。

こうした国の自殺対策の動向や本市の現状と課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するために、「筑後市自殺対策計画」を策定することとしました。

2 国の動き

基本法第12条の規定に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が平成19年に初めて定められました。

その後、平成24年に閣議決定された大綱は、「社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の進捗状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」とこととされました。そのため、平成29年に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。

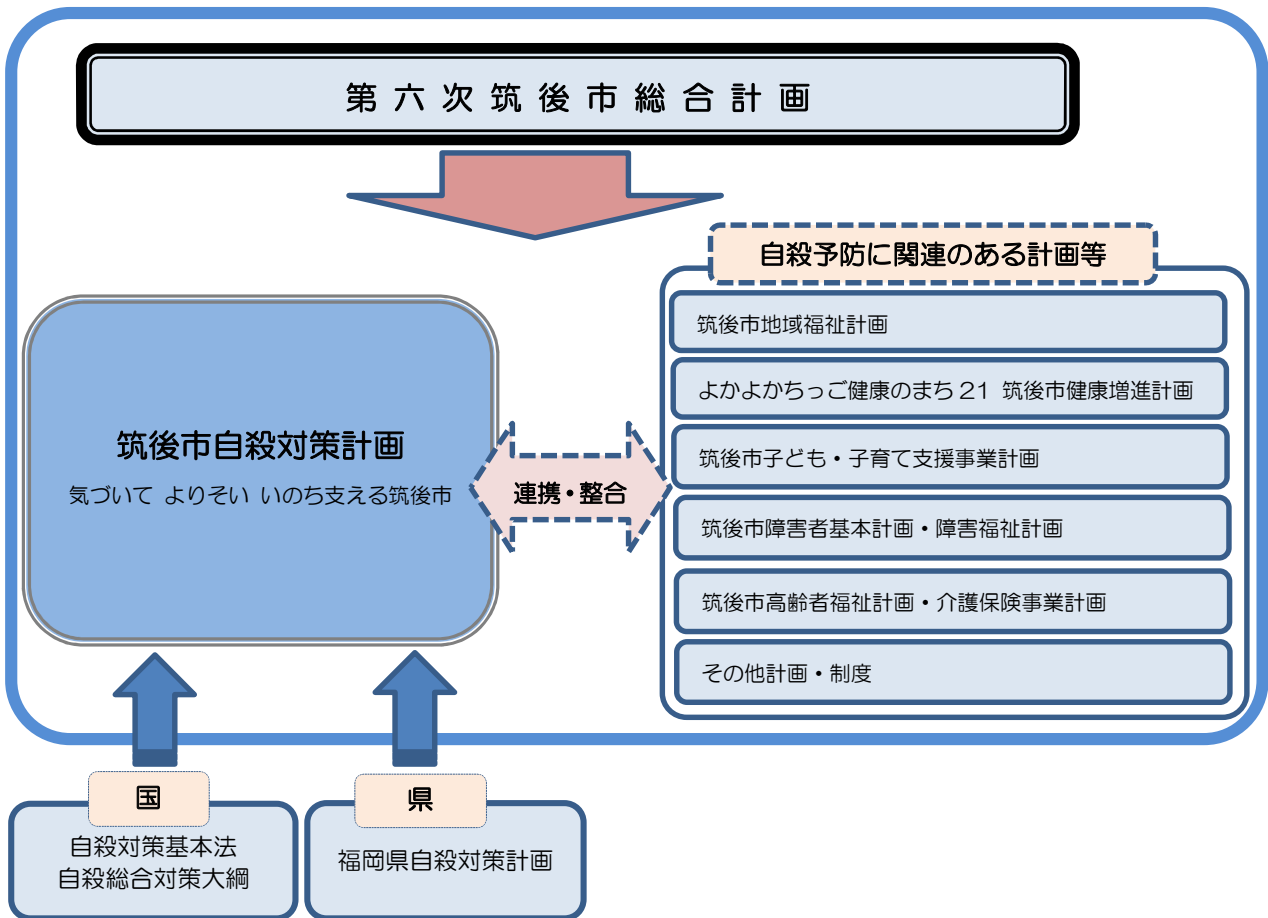
今回、見直しにより新たに策定された大綱は、平成19年に閣議決定された最初の大綱から数えて第3次の大綱であり、基本法が平成28年4月1日に改正されて以降では、初めて策定された大綱となります。

新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進することが新たに掲げられました。基本方針としては、自殺対策は「生きることの包括的な支援として推進する」「関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」「対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる」こと等が掲げられました。また、当面の重点施策が拡充され、新たに「地域レベルの実践的な取組みへの支援を強化する」「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」「勤務問題による自殺対策を更に推進する」等が盛り込まれました。推進体制については、「地域における計画的な自殺対策の推進」が盛り込まれました。

■自殺対策に係る国・県・市の経緯

	平成	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和	2	3	4	5	6	年度
国	○自殺対策基本法制定 ■自殺総合対策大綱閣議決定							○自殺対策基本法改正 ■自殺総合対策大綱閣議決定														
福岡県	●福岡県自殺対策連絡協議会設置 (後に福岡県自殺対策推進協議会へ名称変更)															福岡県自殺対策計画 (平成30～令和4年)						
筑後市																			筑後市自殺対策計画 (令和2～5年)			

3 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4か年とし、目標年度を令和5年度とします。また、関連計画である「筑後市地域福祉計画」「筑後市健康増進計画」と本計画は、「こころの健康」に関する取組みについて、連携を図って推進することとします。

なお、法制度等の改正があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

令和元 (平成31) 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
策定	筑後市自殺対策計画 (4か年計画)			
				目標年度
第1次筑後市地域福祉計画			第2次筑後市地域福祉計画	
第2次筑後市健康増進計画				

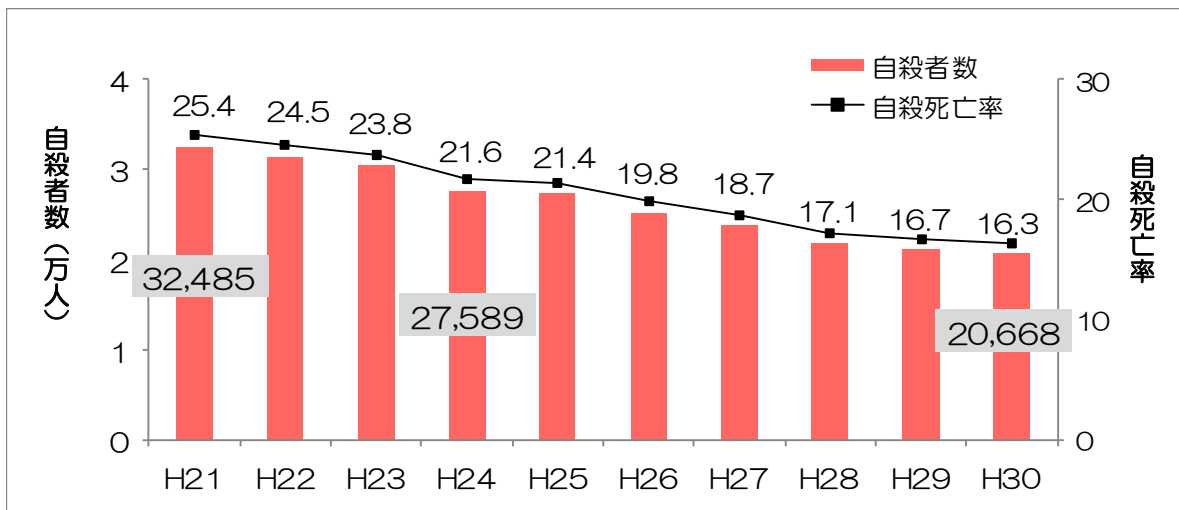
第2章 自殺の現状と課題

1 統計データでみる国の自殺の現状

我が国の自殺者数は平成15年に34,427人と最も多い人数を記録しましたが、平成18年に基本法が制定され、平成24年には、自殺者数が3万人を下回りました。その後も、国を挙げて自殺対策に取り組んだ結果、自殺者数と※自殺死亡率ともに減少傾向にあります。主要先進8か国の中で高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で推移しており、非常事態は未だ続いている状況です。

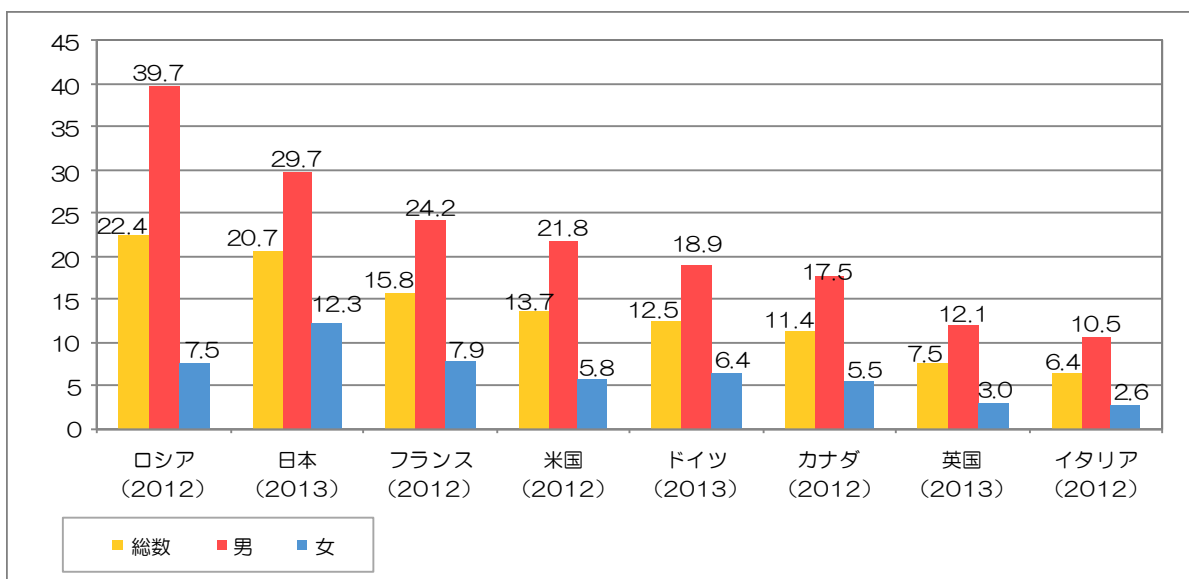
※自殺死亡率：自殺死亡者数÷人口×100,000

■全国の自殺者数及び自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■主要先進8か国の自殺死亡率

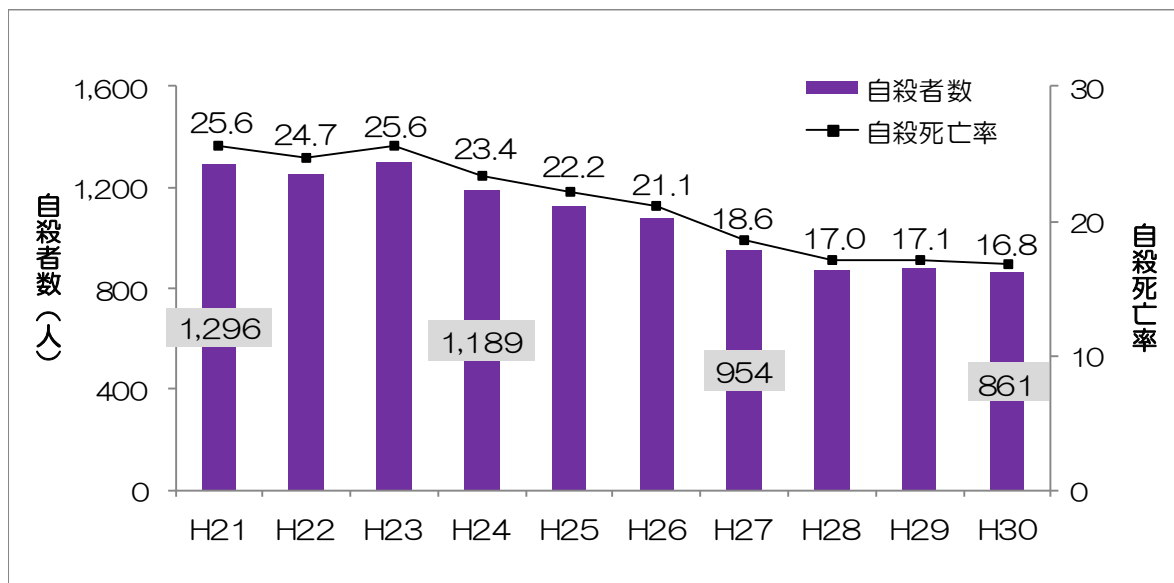


資料：世界保健機関資料などより厚生労働省自殺対策推進室作成

2 統計データでみる福岡県の自殺の現状

平成24年から5年連続して減少し、平成27年には954人と1,000人を下回り、平成30年には861人となっています。ここ数年は増減が少ない状況で推移しています。自殺死亡率も自殺者数と同様な傾向にあります。

■福岡県の自殺者数及び自殺死亡率の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

3 統計データでみる筑後市の自殺の現状

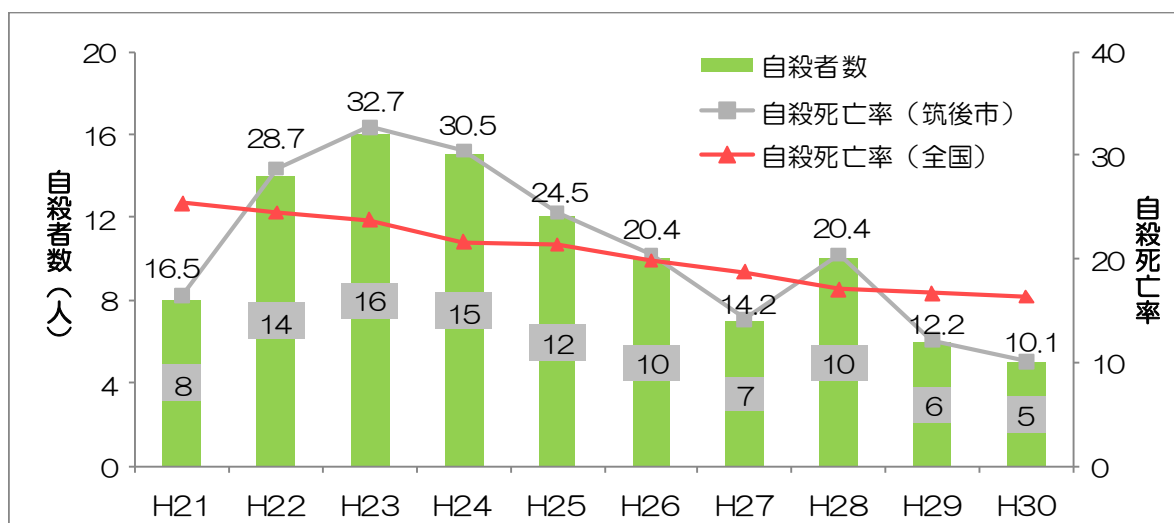
(1) 自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡者数（自殺死亡率）の推移

平成21年から30年までの本市の自殺者数は、最も少なかったのが平成30年の5人、最も多かったのが平成23年の16人となっています。

また、本市の自殺死亡率は、自殺者数同様、最も低いのは平成30年の10.1で、最も高いのは平成23年の32.7となっています。

筑後市の自殺の現状は、概ね減少傾向にあるものの、年ごとの差が大きく、自殺死亡率では全国の数値を上回ることがあります。

■筑後市の自殺者数及び自殺死亡率の推移

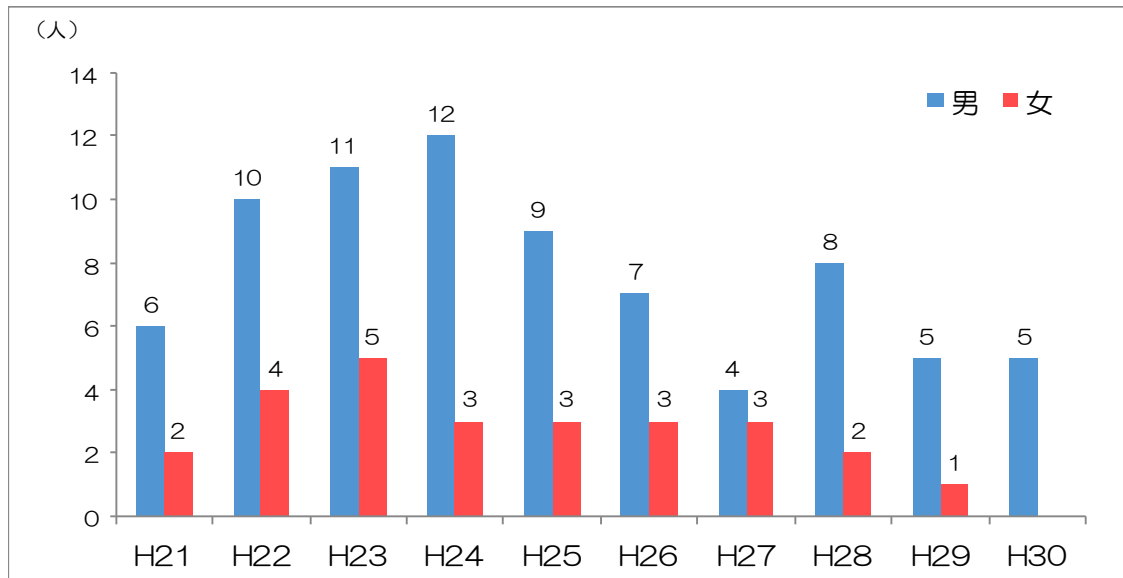


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 性別自殺者数の推移

本市の自殺者数の推移を性別ごとにみると、男女とも減少傾向にあります。過去10年間で、男性で最も多かったのが、平成24年の12人、女性で最も多かったのが、平成23年の5人となっています。10年間の総数では男性が77人、女性が26人となっています。

■筑後市の性別自殺者数の推移

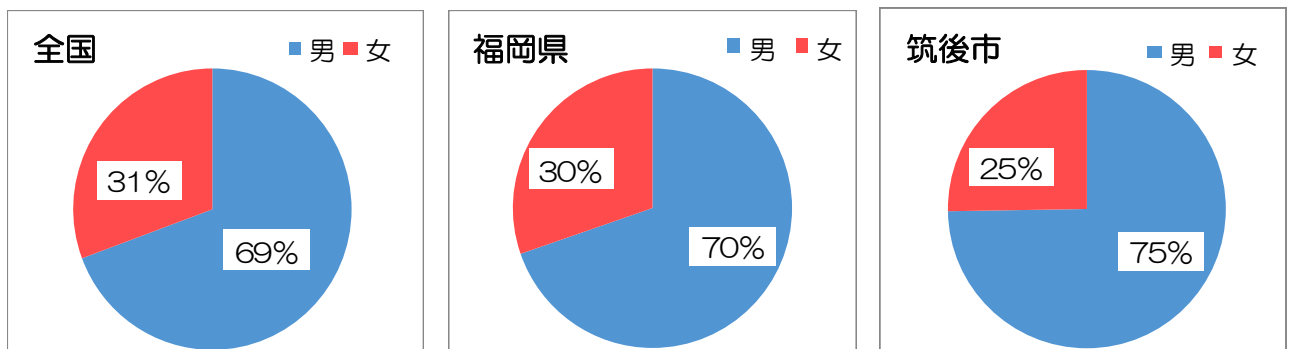


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●性別割合の比較（全国・県・市）

平成21年から30年の10年間の累計を全国・県と比較してみると、全国・県で男性が7割程度、女性が3割程度となっており、本市は全国・県と比較すると若干男性が多くなっています。

■自殺者の性別割合の比較（平成21～30年の10年間累計）

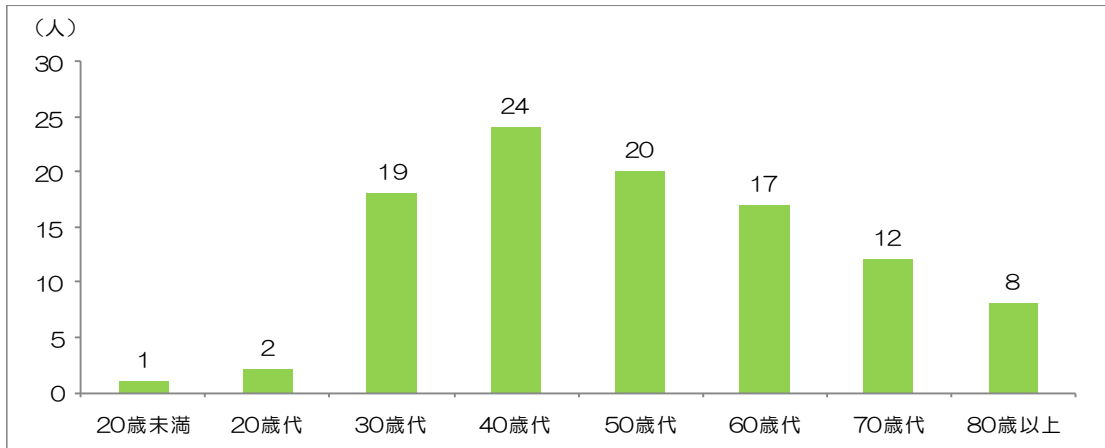


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別の自殺者数

平成21年から30年までの10年間の本市の自殺者数の累計を年代別にみると、40歳代が24人で最も多く、次いで50歳代が20人となっています。

■筑後市の年代別の自殺者数

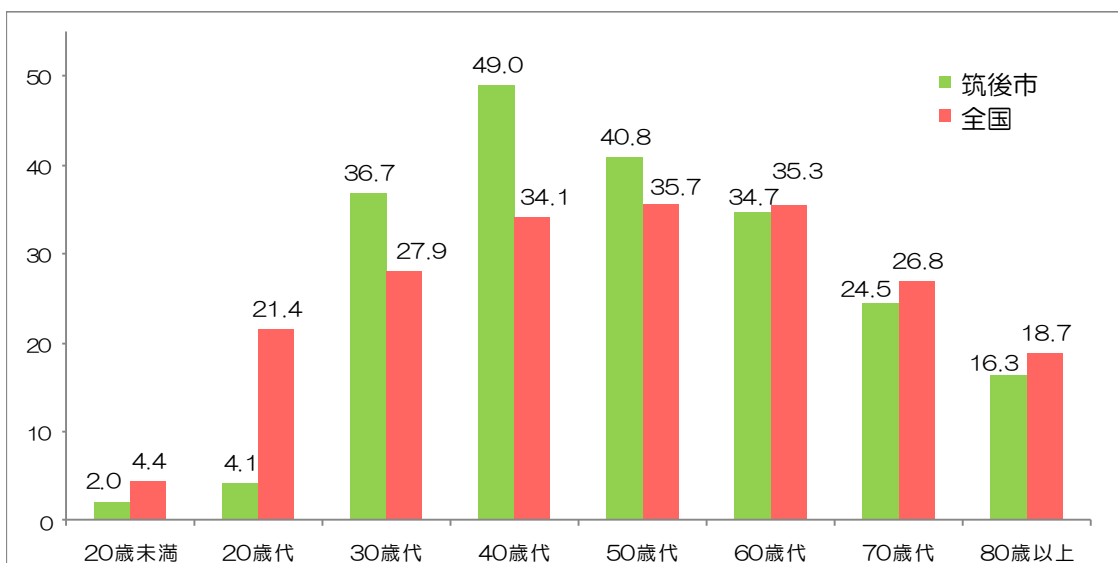


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●年代別割合の比較（全国・市）

平成21年から30年の10年間の自殺死亡率累計を全国と比較してみると、本市は30歳代、40歳代、50歳代で全国平均を上回っています。

■自殺死亡率累計の比較

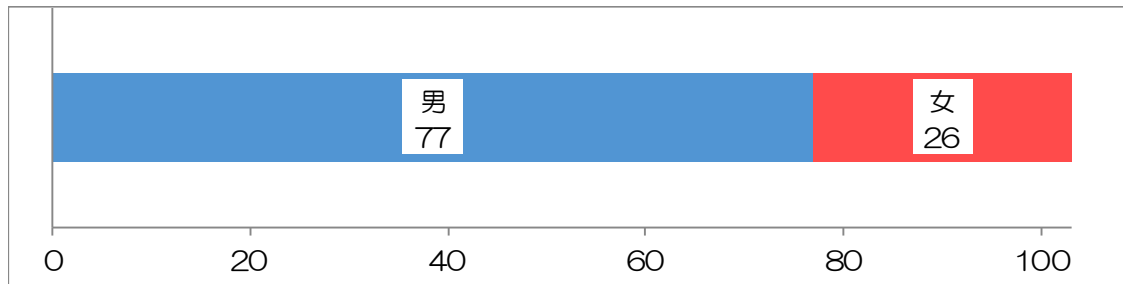


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

●性別・年代別の自殺者数

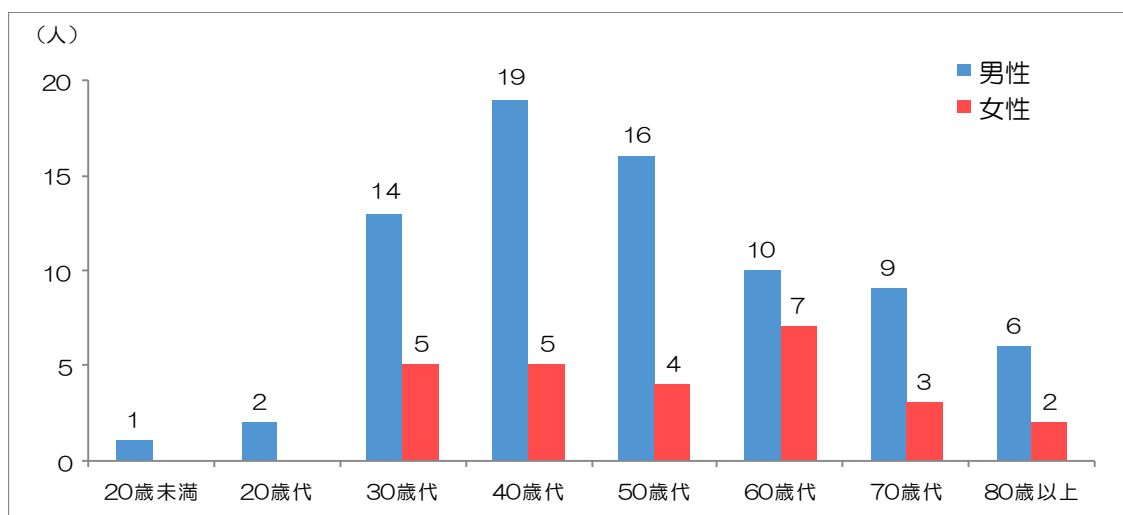
平成21年から30年までの10年間の累計自殺者数は103人であり、内訳では男性が77人、女性が26人で男性が女性のおよそ3倍になっています。性別、年代別自殺者数では、男性の40歳代が19人と最も多く、次いで男性の50歳代が16人となっています。女性では、60歳代が7人と最も多く、次いで30歳代と40歳代が各5人となっています。

■筑後市の累計自殺者数



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

■筑後市の性別・年代別の自殺者数

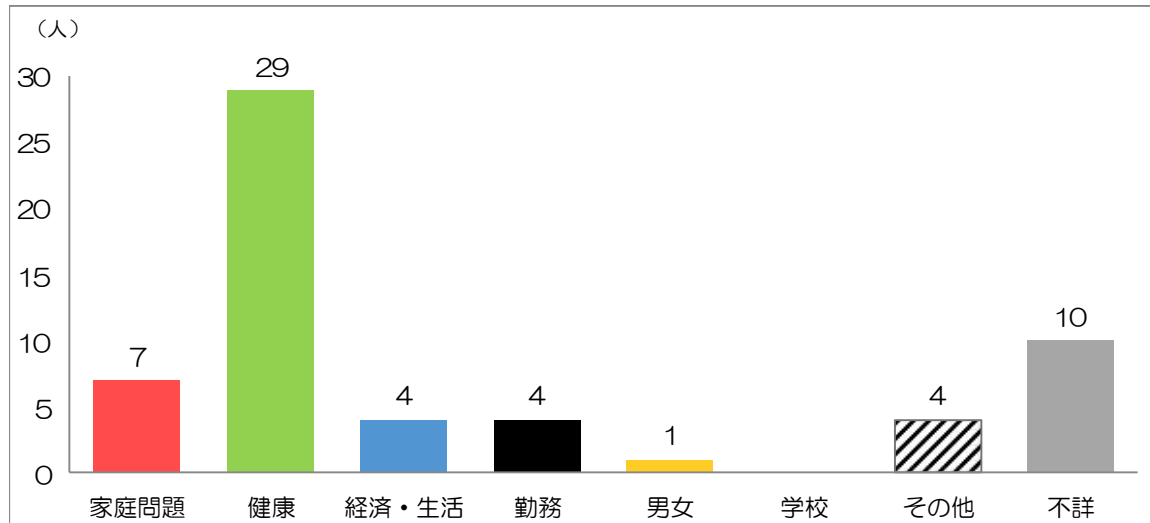


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 原因・動機別の自殺者数

平成25年から29年までの本市の自殺者数を原因・動機別にみると、健康問題が多く、次いで不詳、家庭問題の順となっています。しかし、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、多様な要因が連鎖する中で起きていると言われてしています。

■筑後市の自殺者の原因・動機別の内訳（平成25～29年の5年間累計）



自殺の原因・動機に係る集計については、3つまで計上可能としている分析のため、自殺者数とは一致しない

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 仕事の有無別の自殺者数

平成25年から29年までの本市の自殺者数を仕事の有無別にみると、無職者が若干多いものの概ね同じ割合となっています。男女別にみると、男性は有職者が多く、女性は無職者が多くなっています。また、有職者を職業別にみると、自営業・家族従業者より被雇用者・勤め人が多くなっています。これは、全国と比較すると同程度の割合です。

■筑後市の自殺者の仕事の有無の内訳（平成25～29年の5年間累計）

(人)	有職者数	無職者数	合計
男性	19	14	33
女性	2	10	12
合計	21	24	45

※無職者：学生・主婦・失業者・年金等・その他無職

■筑後市の有職者の自殺の内訳（平成25～29年の5年間累計）

職業	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
自営業・家族従業者	5	23.8	20.3
被雇用者・勤め人	16	76.2	79.7
合計	21	100	100

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(6) 高齢者の同居人の有無による自殺者数

平成25年から29年までの本市の60歳以上の自殺者数を同居人の有無別にみると、男性は「有」で5人・「無」で1人、女性は「有」で5人・「無」で3人と「無」を上回っています。

■筑後市の自殺者の同居人の有無（平成25～29年の5年間累計）

	同居人(人)		合計(人)
	有	無	
男性	5	1	6
女性	5	3	8
合計	10	4	14

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(7) 自殺者における未遂歴の有無

平成25年から29年までの本市の自殺者の未遂歴をみると、未遂歴なしが6割を超えているものの、未遂歴ありが1割はいる状況になっています。

■筑後市の自殺者における未遂歴の総数（平成25～29年の5年間累計）

未遂歴	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
あり	6	13.3	19.7
なし	30	66.7	61
不詳	9	20	19.4
合計	45	100	100

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

4 対策が優先されるべき対象群の把握

■筑後市の主な自殺の特徴（特別集計※1（自殺日・住居地、平成25～29年合計））

上位5区分※2	5年間の合計自殺者数	全体に占める割合	区分ごとの自殺死亡率※3 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※4
1位：男性 40～59歳 有職同居	7人	15.6%	28.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性 20～39歳 有職同居	5人	11.1%	26.2	職場の人間関係/仕事の悩み→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3位：女性 60歳以上 無職同居	5人	11.1%	17.0	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：男性 40～59歳 無職独居	4人	8.9%	1092.5	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59歳 有職独居	4人	8.9%	153.9	配置転換（昇進・降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

※1：特別集計は、警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したものです。

※2：順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としています。

※3：区分ごとの人口10万人当たりの自殺死亡者数。自殺死亡率の母数（人口）は、平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計したものです。

※4：「背景にある主な自殺の危機経路」の欄には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考にしています。

5 筑後市の自殺者の傾向

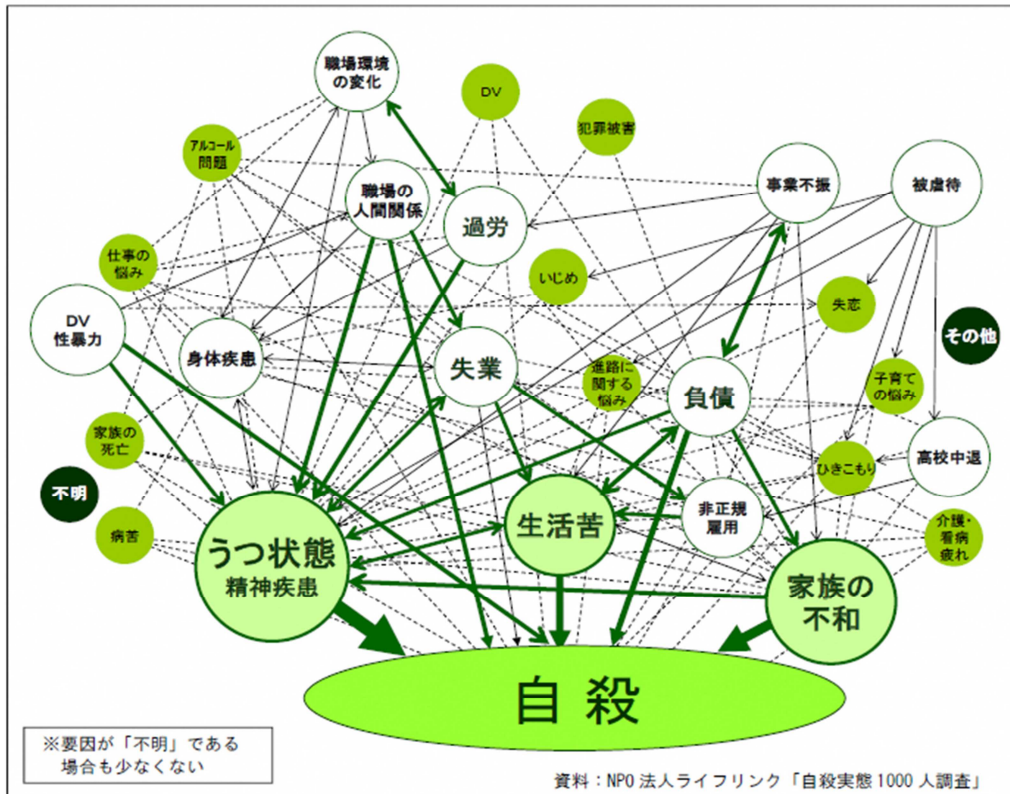
(1) 筑後市における自殺者の傾向

- ① 自殺者数が最も多かったのは、平成23年の16人で、その後は減少傾向にありますが、依然として毎年数人の自殺者がいます。
- ② 性別の割合は、本市も国や県と同じような傾向（男性が約7割、女性が約3割）ではあるものの、男性の割合が国や県より高くなっています。
- ③ 年代別にみると、40歳代の自殺者数が多く、次いで50歳代の自殺者数が多くなっています。
- ④ 仕事の有無別にみると、無職者より有職者が多くなっています。
- ⑤ 当市では、男性の自殺者数が多いですが、60歳以上の高齢者では、男性より女性が多くなっています。

(2) 筑後市における自殺のリスクが高い集団

- ① 自殺者数が最も多いのは、男性で40～59歳有職同居のグループですが、自殺死亡率（10万人対）が最も高いのは、男性で40～59歳無職独居のグループです。
- ② 自殺者数が2番目に多いのは、男性で20～39歳有職同居のグループですが、自殺死亡率（10万人対）が2番目に高いのは、男性で40～59歳有職独居のグループです。
- ③ 自殺者数が3番目に多いのは、女性で60歳以上無職同居のグループですが、自殺死亡率（10万人対）が3番目に高いのは、男性で40～59歳有職同居のグループです。
- ④ 自殺者数が4番目に多いのは、男性で40～59歳無職独居のグループですが、自殺死亡率（10万人対）が4番目に高いのは、男性で20～39歳有職同居のグループです。
- ⑤ 自殺者数が5番目に多いのは、男性で40～59歳有職独居のグループですが、自殺死亡率（10万人対）が5番目に高いのは、女性で60歳以上無職同居のグループです。

6 一般的な自殺の危機経路



図中の○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺で亡くなった人は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。NPO法人ライフリンクの調査では、図以外にも、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

第3章 自殺対策計画の基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。

本市における自殺対策については、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組みます。

(1) 自殺は誰にでも起こり得る身近な問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、本市の自殺者の動機として、「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」などが挙げられている中で、調査の結果から「健康問題」や「家庭問題」を抱えている方が多数いることを鑑みると、自殺は「誰にでも起こり得る身近な問題」であるということを認識する必要があります。

(2) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

(3) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等の社会的な取組みにより、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに早期に気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

2 基本理念

国の大綱の基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」及び「第6次筑後市総合計画」の基本計画の一つである「いきいきと健やかに暮らせるまちづくり」を踏まえ、本計画では、『気づいて よりそい いのち支える筑後市 ～誰も追い込まれることのないまちを目指して』を理念に自殺対策を推進します。

気づいて よりそい いのち支える筑後市
～誰も追い込まれることのないまちを目指して～

3 基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺に対する基本認識を踏まえ、自殺総合対策大綱により示された5つの基本方針に沿った総合的な自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くは防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組みを総動員し、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

また、個人や地域においても、自殺に対する保護要因となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」よりも、自殺のリスク要因となる失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行い、双方の取組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で生きることの包括的な支援として自殺対策を推進します。

(2) 関連分野の有機的な連携の強化

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐために、様々な分野の施策、人々や組織と密接に連携し、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みを実施します。

自殺の要因となり得る関連分野においても、現場の実践的な活動を通じた連携の取組みが展開されていることから、連携の効果を更に高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」ごとの対策と、時系列的な対応の段階に応じた対策を効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の各段階において施策を講じます。

加えて、「自殺の事前対応の、更に前段階での取組み」として、学校において、児童・生徒等を対象とした、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を推進します。

(4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

市民一人ひとりが、身近にいるかもしれない自殺を考えている人が発している、不眠や原因不明の体調不良等の自殺の危険を示すサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動や教育活動等の取組みを推進します。

(5) 関係機関の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策がその効果を最大限に発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市をはじめ、市民、関係団体、民間団体、企業等が連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

4 計画の目標

国では、大綱において、平成27年（2015年）の自殺死亡率18.5（人口10万人当たりの自殺死亡者数）から、令和8年（2026年）までに30%以上減少させ、13.0以下とする数値目標を掲げています。また、福岡県自殺対策計画では、平成28年（2016年）の自殺死亡率16.3から、令和4年（2022年）までに19%以上減少させ、14.4以下とする数値目標を掲げています。

本市では、今後4年間の市の取組みを確実に遂行していくため、計画期間内に達成すべき目標として、令和2年から5年までの年間平均自殺死亡率を10.0以下とします。

指 標	現状値 (平成27~30年)	目標値 (令和2~5年)
4年間の年間平均自殺死亡率	14.2	10.0以下

5 施策体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、本市において特に重点的な取組みが必要とされている2つの「重点対象者」への取組みと、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」で構成します。

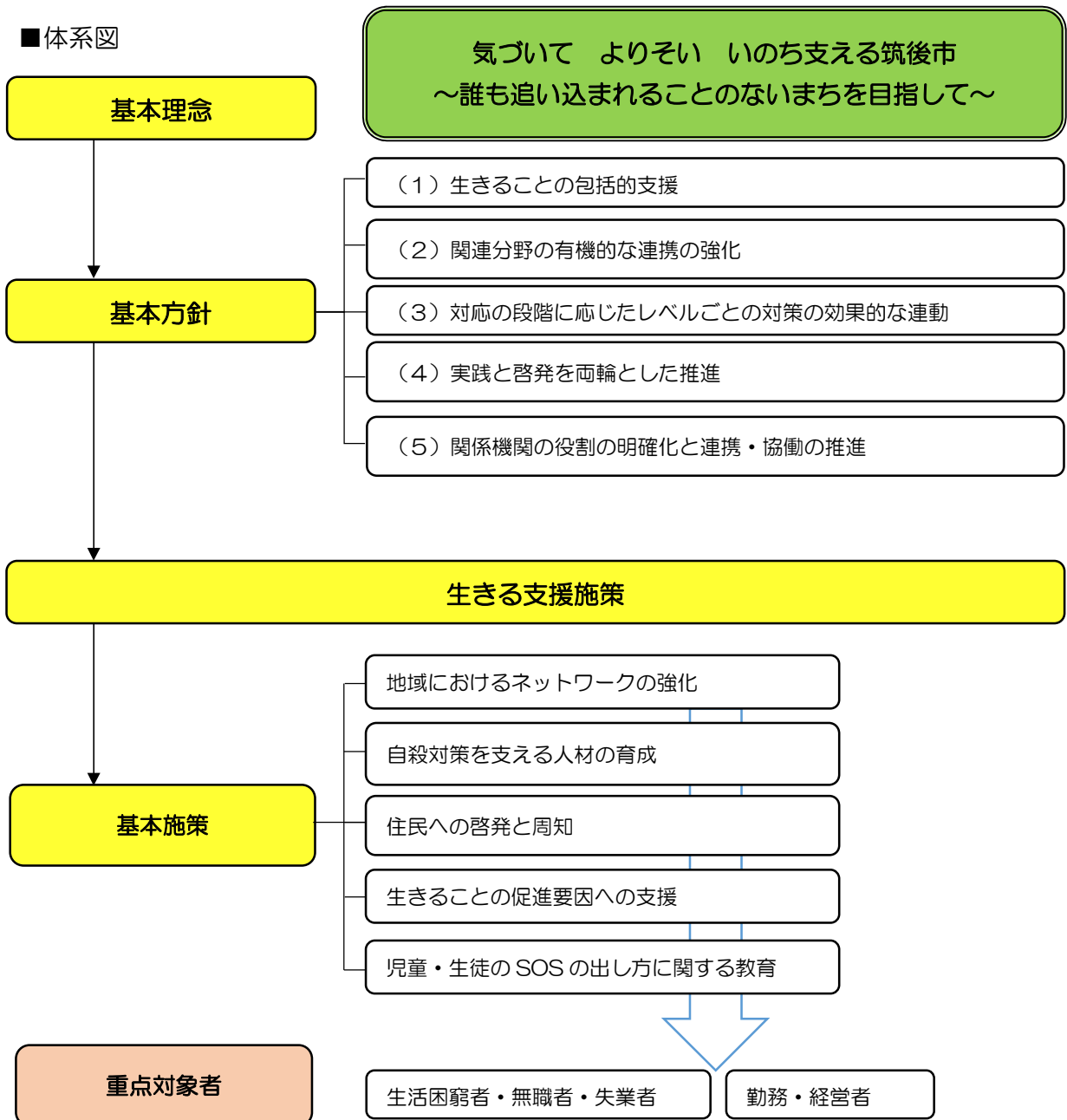
■重点対象者

本市における自殺対策が優先されるべき対象群は、「生活困窮者・無職者・失業者」「勤務・経営者」です。

■基本施策

自殺総合対策大綱に基づいて、地域で自殺対策を推進するに当たり、欠かすことのできない基盤的な取組みとして定められています。

■体系図



第4章 いのちを支える自殺対策における取り組み

1 重点対象者

自殺の背景には、その年代や社会状況等の様々な問題が複雑に絡み合っています。また、自殺の要因も様々であり、生活背景や世代に応じてその抱えている問題も大きく異なります。

本市では、【子ども・若者】【高齢者】【生活困窮者・無職者・失業者】【勤務・経営者】の 카테고리の中から、特に【生活困窮者・無職者・失業者】【勤務・経営者】に着目し、重点的に様々な取り組みを展開します。

重点対象者 1 生活困窮者・無職者・失業者

生活困窮者は、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて地域からも孤立しがちであるため、生きることの包括的支援を関係機関と連携の上、効果的に推進します。また、自殺リスクの高い無職者・失業者を早期に把握し、多職種、多分野で支える支援体制の構築にも努めます。

生活困窮の状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないよう、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて対策を進めます。

【重点事業】

自立相談支援事業、生活保護施行に関する事務、市民相談業務、児童扶養手当支給事務、公費医療事務、フードバンク事業、生活福祉資金・短期貸付金の貸付事業、市営住宅に関する業務、上下水道料金徴収に関する業務、筑後市民生委員児童委員協議会事業

指標	現状値 (平成27～30年)	目標値 (令和2～5年)
経済・生活問題を原因・動機とした自殺者数の合計	2	0

指標	現状値 (平成25～29年)	目標値 (令和2～5年)
40～50歳代(男性・無職・独居)の自殺死亡率 (1年当たりの平均値で比較)	※1,092.5	↘

※筑後市の自殺者数(平成25～29年の合計45人)の内、40～50歳代(男性・無職・独居)の者の人口10万人当たりの自殺死亡者数。自殺死亡率の母数(人口)は、平成27年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したもの(地域自殺実態プロファイル【2018更新版】から出典)。

重点対象者2 勤務・経営者

勤務・経営問題による自殺の背景には、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等があり、一人ひとりが無理なく、健康で働き続けられる環境づくりを進めていくことが重要です。

このため、経営者等への自殺対策の普及・啓発や、経営や労働問題などの各種相談窓口の周知に努めます。また、自殺対策や精神疾患に関する知識の普及・啓発を図るとともに、労働者やその家族、周囲の人が早期に気づくことができるよう、※ゲートキーパーの養成等の取組みを進めます。

【重点事業】

行政課題周知研修（市職員対象）、自殺予防の啓発や自死遺族への関連情報の周知、小規模対策補助事業、労働相談業務、自立相談支援事業、生活福祉資金・短期貸付金の貸付事業

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことを意味する。

指標	現状値 (平成27～30年)	目標値 (令和2～5年)
勤務・経営問題を原因・動機とした自殺者数の合計	4	0

指標	現状値 (平成25～29年)	目標値 (令和2～5年)
40～50歳代（男性・有職・独居）の自殺死亡率 (1年当たりの平均値で比較)	※153.9	↓

※筑後市の自殺者数（平成25～29年の合計45人）の内、40～50歳代（男性・有職・独居）の者の人口10万人当たりの自殺死亡者数。自殺死亡率の母数（人口）は、平成27年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したもの（地域自殺実態プロフィール【2018更新版】から出典）。

2 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組みが、地域におけるネットワークの強化です。そこで、「筑後市自殺対策推進協議会」を平成31年度に設立し、自殺対策のさらなる推進を図ります。さらに、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

調査の結果から、「自殺を考える人は様々な問題を抱えている」と多くの方が考えていることがわかります。自殺の多くは、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等の様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死です。それらの要因に働きかけ、社会の意識と行動を変えていくためには、行政はもちろん、地域の人材や資源を活用し、地域ぐるみで対応していくことが必要です。地域で活躍する関係機関、民間団体、学校、企業、市民等、それぞれが果たすべき役割を明確化し、共有化した上で、相互の連携と協働の仕組みの構築を図り、また、多世代にまたがるような、複雑かつ多様な課題や自殺の危機に対して支援を充実するため、相談窓口の一層の連携を図ります。

【生きる支援施策】

(1) 地域内ネットワークの強化

事業名	施策内容	市担当課又は関係機関
筑後市青少年育成市民会議	青少年関連団体や地域団体の代表者が一堂に会して協議することにより、青少年に関する情報収集の機会となるよう取り組みます。	社会教育課
青少年育成市民会議 補助事業 PTA 連合会補助事業	被交付団体の活動が充実することにより、子どもたちを取り巻く環境改善を図ります。	社会教育課
健康なまちづくり推進協議会	筑後市健康増進計画の基本方針の一つである「こころの健康づくりの推進」のために行政や各団体がそれぞれの課題に取り組むことで、うつ病対策等のこころの健康づくりを推進します。	健康づくり課
子育て支援拠点施設事業	子育て拠点施設をはじめ地域のサロンやボランティア団体グループ等関係機関等とのネットワークを推進し、子育て世帯が気軽に集える場の提供を行う等、孤立化を防ぎリスクを抱える保護者の不安軽減を図ります。また保護者との関わり合いを通して、自殺のリスクを抱える保護者の支援を行うとともに、必要な関係機関へつなぎます。	子育て支援課
子育て応援の家	育児に不安をもつ保護者等が安心して子どもを育てられる環境づくりのため、気軽に子育ての相談や雑談ができる「子育て応援の家」としての地域活動の中で、保護者の不安軽減と自殺リスクの早期発見につなげます。	子育て支援課

要保護児童対策地域協議会の実施	虐待が疑われる児童について、問題を抱え自殺リスクが高いと思われる保護者に対し、関係機関と連携し、早期の支援に努めます。	子育て支援課
権利擁護事業	虐待相談や個別ケース会議の他、地域ケア個別会議・推進会議や日常的な相談対応において、関係機関と連携した支援を行います。	地域包括支援センター
社会福祉協議会への活動支援事業	地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集、関係者間での情報等の共有を図ります。	福祉課
筑後市自立支援協議会	障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等の各支援機関が、相互のネットワークを強化し、自殺のリスクを抱えた障害者を早期に発見し適切な支援機関へつなぎます。	福祉課
救急搬送事後検証に関する事業	救急搬送後の検証において、自殺企図者の情報を共有し、必要な情報を関係部署へ提供することで、自殺の未然防止を図り、自殺対策における取組みの支援につなげます。	消防
総合病院との連携	精神科※リエゾン診療を行い、自傷を認める患者のフォロー、精神症状の評価と必要時には、精神科等への連携を行います。	八女筑後医師会

※ リエゾンとは、フランス語で「連携」や「連絡」を意味する。

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
筑後市自殺対策推進協議会の開催	—	1回/年

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取り組みです。本市では自殺対策を強力的に推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、市民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。

調査の結果からも、自殺は防ぐことができるものであり、自殺をしようとする人の多くは何らかのサインを発していると多くの方が認識しています。自殺の兆候がどのようなものであるかを、市民一人ひとりに周知し、自殺の兆候に早期に気づき、適切な対応ができるような人材の育成を進めます。そのために、「ゲートキーパー」などの養成講座を幅広い分野で継続して開催します。

また、民生委員児童委員・主任児童委員やボランティアなど、地域で自殺対策に取り組む人・団体等の活動を支援するとともに連携を深め、包括的な支援の体制づくりに取り組みます。

【生きる支援施策】

(1) 様々な職種を対象とする研修の実施

事業名	施策内容	市担当課又は関係機関
行政課題周知研修 重点	市の課題として自殺対策に関する研修を実施することで、全庁的に自殺対策を推進します。	市長公室 福祉課 健康づくり課
市営住宅に関する業務 重点	家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあたりする可能性が高くなっています。そのため、窓口対応や徴収を行う職員等がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるように人材育成を図ります。	都市対策課
保育の実施	保育施設と連携し、保育士等が「気づき役」や「つなぎ役」としての役割を担い、児童を介した日常的な保護者とのかかわり等による保護者の自殺リスクの早期発見に努めます。	子育て支援課
家庭児童相談事業	相談員のゲートキーパー研修受講により、保護者等の相談対応や、家庭での問題を発見・察知し支援を行います。また、専門機関と連携し自殺リスクの軽減を図ります。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センターアドバイザーのゲートキーパー研修受講により、提供会員からの情報をもとに、気になる家庭の発見・察知や関係機関へのつなぎの役割を担えるよう努めます。	子育て支援課
児童扶養手当支給事務 重点	職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、申請や相談等の面談をする中で、ひとり親の世帯の抱える不安や悩み等を聞き取り、保護者の不安軽減と自殺リスクの早期発見につなげます。	子育て支援課

赤ちゃん訪問事業	新生児を抱える保護者の疑問や悩みを聞き取り、不安軽減を図ります。また、孤立化を防ぐため、必要な子育て支援につなげます。	子育て支援課
認知症サポーター養成事業	認知症サポーターやキャラバンメイトにゲートキーパー研修を案内し、認知症の方の見守りとともに、自殺の兆候の発見と適切な対応ができる人材の育成を推進します。	地域包括支援センター
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	ケアマネジャーにゲートキーパー研修を案内し、高齢者やその介護者の抱える問題が自殺につながらないよう幅広い視点から支援できる人材の育成を推進します。	地域包括支援センター
手話通訳派遣事業	手話通訳者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクに早期に気づき、必要時には適切な機関へつなぐ等の対応を行います。	福祉課
上下水道料金徴収に関する業務(停水執行業務含む) 重点	上下水道料金滞納者との折衝にあたる職員に、ゲートキーパー研修を受講させることにより、滞納者の自殺リスクに気づき他の機関につなぐことができる人材の育成を図ります。	上下水道課
滞納市税整理事務	税金の徴収や賦課を担う職員にゲートキーパー研修を受講させることにより、滞納者の自殺リスクに気づき他の機関につなぐことができる人材の育成を図ります。	税務課
国民健康保険税徴収事務 後期高齢者医療保険料徴収事務	職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要に応じて関係機関につなげる等、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるように推進します。また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免等について周知し、早めの納付相談を促して実情を踏まえた納付計画等を行っていきます。	市民課
自殺ハイリスク者対策事業	県主催の自殺未遂者支援研修に参加し、自殺リスクに気づき、他の機関につなぐことができる人材の育成を図ります。	福祉課 健康づくり課
筑後市民生委員児童委員協議会 重点	個別支援活動や地域福祉活動、民児協活動に従事していただく方にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらい、自殺リスクに気づき、他の機関につなぐことができる人材育成を図ります。	社会福祉協議会 福祉課

指標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)
ゲートキーパー研修の開催回数	—	2回/年
※市職員のゲートキーパー認知度	—	80%以上

※市職員のゲートキーパー認知度は、行政評価・人事評価等に関する職員アンケートから集計する。

基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る」ことですが、危機に陥った人の心情や背景は、様々な要因が複雑に絡み合っていることもあり、理解されにくいという現実があります。調査の結果から、悩みやストレスを周囲に相談することに対し、否定的な認識を抱いている人は少なくありません。また、「自殺を口にする人は、本当は自殺しない」「自殺は繰り返されるので、周囲の人が止めることはできない」といった、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、悩みやストレスを抱えたり、暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発活動を推進します。

市民との様々な接点を活かし、地域全体に向けた問題の啓発や相談機関等に関する情報の周知を図り、市民が自殺対策について理解を深められるようにします。

【生きる支援施策】

(1) リーフレット・相談窓口案内の作成・配布による周知拡大

事業名	施策内容	市担当課又は関係機関
生徒指導研修会	いじめに関する対策等について、小中学校生徒指導担当に講義、演習等を実施します。研修で学んだことを各学校で報告、共通理解等を図り、生徒指導やいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ります。	学校教育課
人権セミナー事業	子ども、女性、高齢者等の人権をテーマにしたセミナーの中で高リスク者の自殺問題について言及するなど、市民が自殺対策について理解を深められるよう啓発します。	人権・同和対策室
「福祉のしおり」作成	「福祉のしおり」に、生きる支援に関連する相談窓口を掲載し、障害者等に対する相談機関の周知を行います。	福祉課
自殺予防の啓発や自死遺族への関連情報の周知 重点	自殺予防啓発用リーフレットの配布等を通じて、地域の支援機関や住民に情報周知を図ります。 自死遺族へ関連情報（各種相談先や相談会の開催等）の周知を行います。	福祉課 健康づくり課
弁護士対応の法律相談制度の周知	様々な悩みに対応する法律相談を多くの市民が認知し、相談できる機会を得ることができるよう広報等で周知を図ります。	福祉課
図書館管理運営事務事業	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際にテーマ展示やリーフレットの配布を行うことで、図書館利用者に自殺対策に関する情報周知を図ります。	市立図書館
ホークスファーム連携事業	福岡ソフトバンクホークスとの「地域包括連携協定」により、自殺対策啓発ポスター等にホークス新入団選手を活用し、年間を通して幅広い層の住民にメッセージを届けることで啓発を推進します。	商工観光課

小規模対策補助事業 重点	筑後商工会議所への小規模対策補助事業により開催される経営セミナーや事業所への巡回指導等において、チラシ配布による啓発や情報発信を行います。	商工観光課
行政区長会事務 校区コミュニティ 地域活動支援事務	行政区長会や校区コミュニティ協議会による地域活動の機会を活用して、自殺対策の取組みについて周知や啓発を行い、市と地域が協働で必要な支援を推進します。	協働推進課
(広報等)啓発事業 ホームページ管理 事務 重点	自殺予防週間や自殺対策強化月間に、広報ちくごやホームページに自殺防止に関する記事を掲載することで、市民への啓発と周知を図ります。また、日常的な相談窓口の周知を図ります。	総務広報課 福祉課 健康づくり課
広報活動	3月の自殺対策強化月間に労働者のメンタルヘルス保持に関する啓発や相談先の周知を行います。	商工会議所
啓発活動	学校便りや保健便り、学級懇談会等を通して、学校の相談活動（スクールカウンセラーや校医等）の広報、家庭での健康観察の着眼点等の周知、教育研究所に設置している教育相談窓口等の周知を行います。	学校

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
市広報への自殺防止に関する記事の掲載回数	1回	1回/年
※市民アンケート【悩みの相談窓口があることをご存じですか】に対する、「はい」の回答割合	45.70%	60%

※市民アンケート：18歳以上90歳未満（平成30年4月1日現在）で市内にお住まいの方から無作為抽出により2,000人を対象に実施。

基本施策4 生きることの促進要因への支援

地域で自殺を防ぐためには、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺の保護要因：自己肯定感、信頼できる人間関係）」を増やすための取組みを行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。調査の結果からも、家庭の問題や健康についての悩みなど、「生きることの阻害要因」を複数抱えている人がいることが考えられます。

こうした点を踏まえて本市では、心身の健康問題に対する総合的な相談・支援体制の整備や、社会から孤立しがちな方に対し孤立を防ぐための居場所やネットワークづくり、人と人のつながりの創出など、「生きることの促進要因」の強化につなげ得る様々な取組みを進めます。

【生きる支援施策】

（１）支援を必要とする方に対する不安や負担の軽減強化

事業名	施策内容	市担当課又は関係機関
スクールソーシャルワーカー配置事業	学校訪問による各学校の実態把握或いは関係機関との連携強化を通して、問題行動の要因分析を行い、当該児童生徒又はその家庭への支援を行うことで、悩みや不安等の解消・改善を目指します。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	各中学校に1人スクールカウンセラーを配置し、校区内小学校も含めた児童生徒又は保護者へのカウンセリング等を実施し、悩みや不安の解消、改善を目指します。	学校教育課
不登校児童生徒対策事業	不登校児童生徒指導員による不登校児童生徒への登校支援の直接的なフォローアップ並びに保護者へのサポート及び保護者との連携等により不登校の解消を目指します。	学校教育課
母子保健事業	母子健康手帳交付や乳幼児健診、乳幼児訪問等を通して、妊娠中から子育て期までの相談に応じ、適切な支援につなげます。	健康づくり課
精神保健に関する相談事業	相談者の孤立化を防ぎ自殺のリスクを軽減するために相談に応じ、相談内容に適した関係機関へつなぎます。	健康づくり課
家族介護支援事業	家庭において家族を介護する人が、適切な介護の知識、技術の取得により、介護負担が軽減でき、また、介護者同士の交流にもつながる介護教室を実施します。	高齢者支援課
養護老人ホーム措置事務	環境上又は経済的な理由により自宅で生活が困難な高齢者を老人福祉法に基づき養護老人ホームへ措置入所させ、日常生活の支援を行います。	高齢者支援課

生活保護施行に関する事務 重点	面接や日常の訪問調査等の中で、ひきこもりや精神疾患のある被保護者、家族問題や多重債務などの問題を抱えた被保護者を把握し、関係機関と連携し支援します。	福祉課
法律相談	弁護士相談に至る相談者の中には、抱えている問題が深刻で複合的で、自殺リスクを抱えた相談者が存在する可能性があるため、弁護士と連携し、適切な関係機関につなぎます。	福祉課
市民相談 重点	日常生活の中の心配な事や不安な事について、専門の相談窓口を紹介し、心配事や不安の解消につなげることで自殺のリスク軽減を図ります。	福祉課
労働相談 重点	賃金未払いや解雇・退職、パワハラ・セクハラなどの様々な労働問題の相談窓口として、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を行います。	福祉課
自立相談支援事業 重点	離職等により経済的に困窮し、住居を失ったもの等に対し、給付金を支給することで、自殺のリスク軽減を図ります。（住宅確保給付金） 生活困窮者の家計改善を図るとともに、必要に応じ生活資金の貸付や債務の整理をあっせんすることで、自殺のリスク軽減を図ります。（家計改善支援事業）	福祉課
障害児・者相談支援事業	相談者や利用者に対して、必要な情報提供や支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
公費医療事務 重点	申請の際に、育児・障害やひとり親家庭に係る悩みや経済的負担問題を把握した場合は、必要に応じて関係機関につなぎます。	市民課
住民基本台帳事務における支援措置事業	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれに準ずる行為の被害者が、住民票等を保護する相談の際には、必要に応じて関係機関につなぎます。相談後の申請の際には、必ず関係機関につなぎます。	市民課
フードバンク 重点	生活困窮者等に食料を支給し、自殺のリスク軽減を図ります。	社会福祉協議会
生活福祉資金・短期貸付金の貸付事業 重点	様々な困窮状態（離職者、低所得者など）の方を対象に、貸付に関する相談や助言等を行い、自殺のリスク軽減を図ります。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症の高齢者や精神・知的障害者など判断能力が十分でない方を対象として、日常的な金銭管理等を支援します。	社会福祉協議会
消費生活相談	消費生活上の問題を抱える人々の悩みを把握した際に、関係機関につなぎ包括的な問題の解決に向けた支援を行います。	消費生活センター

自殺ハイリスク者 対策事業	南筑後保健福祉環境事務所が実施する自殺ハイリスク者支援に係わる会議に参加し、関係機関と連携して自殺未遂者の再企図を防ぐ取り組みを行います。	福祉課 健康づくり課
生命の尊さについて考える道徳科学 習指導	小中学校で学習する道徳科における「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」において、児童生徒が生きることのすばらしさ、生命の大切さについて学ぶことを通して、自他の生命を大切にすることを児童生徒の育成を目指します。	学校
規範意識育成事業	小中学校の児童生徒及び保護者を対象に、「望ましい行動の促進」や「インターネットの適正利用」、「非行防止」をテーマとする学習会を実施し、児童生徒の規範意識の醸成や非行に走らない判断力等の育成を図ることで、事件やトラブルによる悩みや不安等の回避を目指します。	学校
性と生を考える講演会	中学生を対象に、性感染症であるエイズに関する話を通して、性や命の大切さについて考える講演会を実施し、自分を大切に生きる生徒の育成を目指します。	学校 健康づくり課

(2) 孤立のリスクを抱える人への居場所づくりと支援の充実

高齢者の生きがい 活動支援事業	高齢者へ、スポーツ、趣味、健康づくり、レクリエーション等の事業を実施することにより、高齢者の生きがいづくりを推進します（市老連への委託事業）。	高齢者支援課
子どもに対する学 習支援事業	参加者やその家族の問題を把握した場合、適切な機関につなぎ支援します。	福祉課
教育研究所運営事 業	悩みを抱える子どもに対し、学校以外の場で専門の教育相談員に相談できる機会を提供することで相談の敷居を下げ、相談しやすい環境を提供し、問題の早期発見に努めます。 教育支援教室「スマイル」に通級中の不登校児童生徒に対し、スマイルの指導員が学校や保護者と連携し、不登校の原因や要因等への改善の働きかけを行うことで、登校の実現を目指します。	学校教育課
学校開放 「エンジョイ広場」	地域の大人と子どもたちが交流することにより、子どもたちの気晴らしを図り、自殺のリスク軽減につなげます。	社会教育課
不登校・ひきこもり 家族会 サルビアの会	不登校やひきこもりの人の家族同士での交流を促す。また、専門家やひきこもり経験者を招いての学習会や意見交換を実施します。	社会福祉協議会
母子父子寡婦福祉 会 学習支援教室	ひとり親家庭の小中学生を対象とした学習支援を行います。	社会福祉協議会

ふらっとスペース	ひきこもりがちな方や長期間仕事に就けていない方等を対象として、フリースペースや内職シェアスペースでの交流・作業の場を提供します。	社会福祉協議会
ひまわりのつどい	精神障害のある人と家族の交流等を促す。また、学習会や視察研修を実施します。	社会福祉協議会
かたるーむ	精神障害のある人のための交流・休息スペースを設置し、自由に過ごせる居場所を提供します。	社会福祉協議会
介護家族の会「コスモス」	家族介護者の課題や悩みを打ち明けることができる場として、講座受講や※レスパイトを兼ねての外出活動を行います。	社会福祉協議会

※ レスパイトとは、休息のことで、介護をする家族が、介護から一時的に離れて休息し、心身の疲れをいやすことを意味する。

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
生活困窮者自立相談支援事業の新規相談受付件数	49件	60件
筑後市社会福祉協議会の自殺対策関連事業参加者数	1,154人	↗
児童生徒や保護者に対してスクールソーシャルワーカーの周知活動	—	3回/年

基本施策5 児童・生徒のSOSの出し方に関する教育

児童・生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、ともに尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人（親・教職員・地域の相談窓口等）に助けの声をあげられることを目指します。

また、児童・生徒が出したSOSに気づき、どのように受け止めるか等について、児童・生徒と日々接している学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等への研修や啓発を図ります。

【生きる支援施策】

(1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業名	施策内容	市担当課
生徒指導研修会	いじめ或いは児童虐待等に関する対策等について、小中学校生徒指導担当に講義、演習等を実施します。研修で学んだことを各学校で報告、共通理解等を図り、生徒指導の充実や児童虐待防止、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ります。	学校教育課
就学相談支援事務	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱えている可能性があります。個々の状況に応じた支援を関係機関が連携することで行い、そうした困難を軽減するよう努めます。また、児童生徒の保護者の相談にも応じることで、保護者自身の負担軽減も図ります。	学校教育課
いじめ・生活アンケート	学期ごとの無記名いじめアンケートや教育相談活動、毎月のいじめアンケート簡易版又は生活アンケート等を実施し、児童・生徒の発するいじめ等のSOSを発見し、児童・生徒の不安解消を図ります。	学校教育課 学校

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)
20歳未満の自殺死亡率	0	0
※いじめの認知件数（小中学校合計）	226件	320件

※文部科学省は、いじめは成長過程でどうしても発生するものであり、いじめの認知件数が多い学校は教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。

第5章 自殺対策の推進体制及び関連窓口

1 推進体制

自殺対策は、家庭や学校、企業、地域などの社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、計画の推進にあたっては庁内関係課等と連携を強化し、社会的な要因を含め、生きることを支えるための支援を包括的に推進していきます。本計画の取組み状況については、福祉課と健康づくり課で連携しながら計画の適切な進行管理に努めます。また、「筑後市自殺対策推進協議会」と「筑後市自殺対策推進委員会」において、計画の進捗状況について協議し、計画の推進を図ります。

(1) 市の役割

市民の身近な存在として、相談窓口の充実と周知、うつ病の早期発見、人材育成の充実、住民同士が支えあえるような地域づくりの推進、自殺対策計画の作成及び実施の検証など自殺対策の主要な推進役を担います。

(2) 市民の役割

市民は自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であることを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき適切に対処するなど、主体的に自殺対策に取り組みます。

(3) 教育関係者の役割

学校において、心の健康の保持に係る教育や、様々な困難やストレスの対処方法を身に付けるための教育等の取組みを進めます。

(4) 関係機関の役割

それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に綿密な情報交換を行いながら、地域を挙げて自殺対策に取り組みます。

(5) 企業の役割

ストレスを抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの推進や職場環境の改善、産業医、地域産業保健センターとの連携による適切な健康管理の充実など積極的に自殺対策に参画します。

2 関連窓口

あなたは周りの人にとって大切な人です。周りの人も気になる時は相談してください。

【こころの健康問題等に関する相談】

福岡いのちの電話
連絡先：092-741-4343
時間等：年中無休 24 時間

ふくおか自殺予防ホットライン
連絡先：092-592-0783
時間等：年中無休 24 時間

福岡県精神保健福祉センター
連絡先：092-582-7500
時間等：月～金 8：30～17：15

南筑後保健福祉環境事務所
連絡先：0944-72-2176
時間等：月～金 8：30～17：15

筑後市健康づくり課
連絡先：0942-53-4231
時間等：月～金 8：30～17：15

【生活困窮・労働相談等に関する相談】

筑後市福祉課
生活困窮者自立支援相談・労働相談窓口
連絡先：0942-65-7021
時間等：月～木 8：30～17：15

筑後市福祉課
生活保護相談窓口
連絡先：0942-65-7019
時間等：月～金 8：30～17：15

【こどもに関する相談】

筑後市子育て支援課 家庭児童相談窓口
連絡先：0942-65-7018
時間等：月～金 8：30～17：15

筑後市教育研究所 教育相談ホットライン
連絡先：0942-52-8880
時間等：月～金 8：30～17：15

筑後市子育て支援拠点施設（※おひさまハウス）
連絡先：0942-53-3123
時間等：月～土 8：30～17：15
※就学前のお子様をお持ちの皆様が集いの場、情報発信の場等（子育て相談・各種教室等）

【高齢者に関する相談】

筑後市地域包括支援センター
連絡先：0942-53-4162
時間等：月～金 8：30～17：15

【女性の悩みに関する相談】

筑後市男女共同参画推進室
連絡先：0942-54-2600
時間等：月～金 8：30～17：15

【障害に関する相談】

筑後市福祉課
障害者福祉相談窓口
連絡先：0942-65-7022
時間等：月～金 8：30～17：15

筑後市社会福祉協議会
障害児・者相談支援事業所 ちくたくネット
連絡先：0942-52-6699
時間等：月～金 8：30～17：15

【人権に関する相談】

みんなの人権 110 番
連絡先：0570-003-110
時間等：月～金 8：30～17：15

【一般相談等】

よりそいホットライン
連絡先：0120-279-338
時間等：年中無休 24 時間

【自死遺族に関する相談】

自死遺族のための法律相談
連絡先：092-582-7500
時間等：毎月第 4 火曜日 ※要予約。祝日
の場合は日程変更あり

久留米市「わかち合いの会」
連絡先：0942-30-9728
時間等：毎月第 4 火曜日 ※第 4 火曜日
が祝日の場合は、第 3 火曜日

【犯罪被害等に関する相談】

福岡犯罪被害者総合サポートセンター
福岡窓口 連絡先：092-735-3156
時間等：月～金 9：00～16：00

性暴力被害者支援センター・ふくおか
連絡先：092-762-0799
時間等：年中無休 24 時間

筑後市消費生活センター
連絡先：0942-65-3737
時間等：月・火・木・金
8：30～17：15

筑後市福祉課 無料法律相談窓口
連絡先：0942-65-7021
時間等：第 2・第 4 金曜日 ※要予約

※各種相談窓口受付の時間等は、年中無休 24 時間の相談窓口以外は、祝日・年末年始を除く

第6章 資料編 ①

筑後市自殺対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 筑後市における自殺対策を推進するために策定する自殺対策計画に掲げる施策の調査研究及びその推進を図ることを目的として、筑後市自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺対策計画の施策に係わる調査研究に関すること。
- (2) 自殺対策計画の施策の進行管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市民生活部長、市長公室長、福祉課長、高齢者支援課長、学校教育課長、健康づくり課長、商工観光課長をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、市民生活部長とし、副委員長は福祉課長とする。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会における有益かつ効率的な検討に資するため、筑後市自殺対策推進委員会ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

- 2 ワーキングチームは、計画の施策に関し、課題の検討及び進行管理を行い、その結果を委員会に報告する。
- 3 ワーキングチームは、委員会委員の属する課の自殺対策施策にかかる担当係長をもって構成する。

4 ワーキングチームのリーダーは福祉課長、サブリーダーは福祉課生活保護担当係長とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第6章 資料編 ②

筑後市自殺対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、関係機関及び関係団体等の相互の連携を確保し、本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺防止を図るため、筑後市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自殺対策に係る計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進及び進捗状況の評価に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関し、必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表するとともに、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明、意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

第6章 資料編 ③

筑後市自殺対策推進協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

	所 属	氏 名
会長	八女筑後医師会	上松 謙
副会長	筑後市社会福祉協議会	橋本 國光
委 員	筑後商工会議所	山下 剛史
委 員	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	後藤 都
委 員	筑後市民生委員・児童委員協議会	内藤 隆之
委 員	筑後市立病院	小野 典之
委 員	筑後市教育委員会（養護部会）	鷹尾 貴子

筑後市

自殺対策計画

<発行年月>令和2年3月

<編集・発行>筑後市役所 市民生活部 福祉課、健康づくり課

電話番号：0942-53-4111

F A X：0942-53-1589